

ビラ寫

名紡の非國民的無誠意を訴ふ

會社が從來従業員を酷使し又は多くの工場法違反を犯して居ることは周知の事實であるが、本月十一日午前一時（眞夜中）に高橋工場長を先頭に社員、募集人等を動員して突然永年勤して居る男工數名を事務所呼び出し暗打的に解雇を申渡すと同時に半暴力的に雨の降る門外へ追出して終い更に彼等は三四名宛が一隊と成りて解雇者の後を尾行し又は就寢中の男工の家を襲撃する等實に狂暴の限りをつくしたのである。

斯の如き状態に對しては何人と雖も直ちに抗争す可き事は當然なことであるが時恰も滿洲國皇帝陛下の御來朝期にあり國民均しく平和と秩序を保ち奉祝申上げて居る時であるので十一日午後三時に會社に對し代表者を使つて本月二十五日陛下御退京後まで奉祝の敬意を表する爲めと又御警衛の爲め多忙なる當局に手数を掛けぬためにも解雇を取消し其の後に於て相双方合議の上平和裡に解決するようにと誠意を以て申込たるに今日に至るも何等の解答なく更に重役の私

財團協調會名古屋出張所

宅を訪問し前記の事情を申入れたるに之れ又今日に至るも何等の回答に接せず實に會社には奉祝に對する誠意の無いことは此の事實を見ても明であり之れ非國民的行爲である。

實に今回の解雇問題は社長下出民義を始め會社主腦部連中が陛下御來朝に依り國民自重的態度を保つて居ること、當局の御警衛に對する特別取締等の關係よりして何事も爲し得ぬと云ふことを考へて敵首したのであつて實に彼等は私利私欲の爲めに陛下の御來朝を利用した處の不敬漢、不徳漢である。

今回の問題に對する不敬不徳行爲並はに法治國の國民であり然も可憐なる少女千名以上使つて居る大工場で敢て工場法違反を犯す處の會社を猛省せしめる爲めに御同情と御後援を切望致します。

昭和十年四月十二日

日本労働總同盟愛知縣聯合會名紡支部

町民諸賢